エントリーシート

令和9年度

確認欄へチェック☑をしてください。

		確認欄
申込み・保育の必要性の認定	① 区が定める基準に基づき、保護者の状況等に応じて保育の必要性の観点から優先順位を付け、利用（入園（転園））する保育園等の調整を行います。そのため、希望どおりに入園（転園）できるとは限りません。	☐
	② 書類不備の場合は利用調整の対象外となります。利用調整は、申込締切日までに提出された書類に基づき行います。申込締切日後に提出された書類は、翌月以降の利用調整に反映します。	☐
	③ 申込締切日時点の状況が入園（転園）月まで継続することを前提とした指数で利用調整を行っているため、『入園（転園）までに』または『入園（転園）月中』（復職予定の申込みの場合は、『復職後1か月以内』を含む。）に、申込み時と異なる状況（退職、転職、就労日数・時間の減少等）への変更が判明した場合は、内定や決定を取り消すことがあります。	☐
	④ 申込み後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等）に変更があった場合や、入園（転園）する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにもかかわらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。	☐
	⑤ 育児短時間勤務（予定）の方は、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮であれば、利用調整において短縮前の就労状況の指数を適用します。また、雇用契約上の1日あたりの就労時間が8時間以上であって、就労日数に変更なく取得後の就労時間が6時間以上である場合は、同様の取扱いとします。 申込み時に申告された内容で復職し、就労することを前提とした指数で利用調整を行っているため、「復職後1か月以内」に、申込み時と異なる状況（退職、転職、就労日数・時間の減少）への変更が判明した場合は、内定や決定を取り消すことがあります。	☐
	⑥ 希望園の順番は入園（転園）のしやすさに関係しません。 希望園は希望する順番で記入してください。希望園の変更は申込締切日まで可能です。	☐
	⑦ 『申込みの有効期間』は、申込日から起算して6か月以内で、入園（転園）月初日が含まれる月の申込みまでです。有効期間経過後も引き続き入園（転園）を希望する場合は、再申込みが必要です。	☐
	⑧ 申込み時に申告がなく、内定後に障害、疾病等が確認された場合は、園での受入体制にかかわるため、入園できないことがあります。お子さんの健康状況、発達状況について、気になることがありましたら申告してください。	☐
	⑨ 医療的ケアは区立園のみで実施しています。区立園以外では実施していないため、入園後に医療的ケアが必要となったときは原則として区立園への転園の申込みが必要となります。	☐
	⑩ 保育を必要とする状況等を確認するため、家庭や職場に電話や訪問をすることや、立ち入った内容の質問をすることがあります。	☐
	⑪ 申込内容等に虚偽があったことが判明した場合は、内定や決定を取り消します。	☐
	⑫ 新宿区外在住で転入予定がない場合は、利用調整の対象外とする時期等があります。	☐
内定後	⑬ 入園（転園）月前月の期日までに内定園での面接、健康診断を受けられない場合は、内定を取り消すことがあります。	☐
	⑭ 入園（転園）は毎月（3月を除く）1日です。月途中の入園（転園）はありません。	☐
	⑮ 内定を辞退した場合は、申込有効期間内であっても、翌月以降の申込みは無効となります。入園（転園）を希望する場合は、改めて入園（転園）申込み（申込書等一式の提出）が必要です。	☐
	⑯ 内定を辞退した入園（転園）希望月についての「保育所等利用不承諾通知書」は発行できません。	☐
保育料・保育時間・利用できる期間等	⑰ 新宿区民の基本保育料は無償です。ただし、遠足代等の実費はご負担いただく場合があります。	☐
	⑱ 新宿区民ではない方（転入予定者を除く）の基本保育料は、居住する区市町村の担当部署にご確認ください。	☐
	⑲ お子さんをお預かりする保育時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保育を必要とする状況やお子さんの状況を踏まえて、園長が決定します。0歳児クラスの保育時間は、お子さんの月齢によって異なります。 区立園の延長保育は、1歳児クラス以上（富久町保育園は満1歳以上）が対象です。	☐
	⑳ 入園（転園）当初は、保育時間を短くし、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間（慣らし保育期間）を設けています。慣らし保育期間は、お子さんの状況を見ながら園長が判断します。	☐
	㉑ 保育の実施期間（利用できる期間）は、保育を必要とする事由（就労、妊娠・出産、求職活動等）により異なります。 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。	☐
	㉒ 一時的に休園できる期間は2か月までです。1か月を超えてお休みする場合は、届出が必要です。 入園（転園）月中の休園は原則できません。	☐
	㉓ 新宿区外に転出する場合は、手続きすることによって、年度末まで（保育ルーム、家庭的保育者は、転出した月の末日まで）継続して通園できます。（居宅訪問型保育事業は転出日の前日まで）	☐

裏面もご確認ください

該当する項目のみ、確認欄へのチェック☑、必要事項の記入をしてください。

	確認欄

育児休業中の方

【入園月中に育児休業からの復職予定があり、入園（転園）申込みをする方】 • 育児休業期間にかかわらず、入園月の末日まで（勤務先との調整により入園月中に復職することができない場合は、翌月1日まで）に復職することが要件です。期日までに元の職場に復職しない場合は、内定や決定を取り消すことがあります。	□
【入園月中に育児休業からの復職予定がなく、転園申込みをする方】 • 育児休業中に在園しているお子さんをお預かりできる期間は、出産されたお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日までです。	□

出産予定のある方

出産予定日及び産前･産後休業の取得期間(取得予定を含む)を記入してください。

出産予定日：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

産前･産後休業の取得期間：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

【就労している方】 • 入園月が下のお子さんの出産月を中心とした前後2か月の計5か月間にかかる場合の認定事由は『妊娠･出産』となります。 • 入園月の認定事由が『妊娠・出産』である場合で、産後休業終了後、復職せず育児休業を取得する場合は、下のお子さんの2歳の誕生日が属する月の末日まで利用を継続することができます。	□
【就労していない方】 • 認定事由が「妊娠･出産」である場合の認定期間（利用できる期間）は、出産予定月を中心に前後2か月間（計5か月）です。実際の出産月によって、認定期間を変更することがあります。	□

転園を申し込む方

• 新宿区内の園から新宿区内の園への転園の場合、申込みの取下げができるのは、各月申込締切日までです。また、転園内定後はいかなる理由であっても、辞退して元の園に戻ることはできません。ご家族でよくご検討の上、申込みを行ってください。	□

新宿区民（転入予定者を含む）で海外収入の全部または一部が課税されていない方

令和7年1月1日以降に海外赴任歴がある場合は、海外赴任期間を記入してください。

（父）＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（母）＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

• 基本保育料は無償ですが、国･東京都･区の負担額の判定や延長保育を利用した際の延長保育料の徴収対象者の判別等のため、世帯の区（市町村）民税所得割額を確定し、保育料階層を決定する必要があります。 • 国内に住所を有していなかった等の事情により、収入の全部または一部が課税されていない場合は、「年間収入申告書」（区様式）及び収入額･控除額等がわかる書類を提出していただき、その収入等を含めて地方税法に準じて、区（市町村）民税所得割額相当額を推計して保育料階層を決定します。	□

以上のことを確認し、同意の上で申し込みます。

＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿［□父　□母］

申込児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生）

申込児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日生）